

佐久市告示第 1 2 5 号

令和 8 年 9 月 3 0 日に議会の認定を受けた令和 7 年度決算及び同日成立した令和 8 年度補正予算は、下記のとおりです。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐久市長 柳 田 清 二

記

【令和 7 年度決算】

- ・ 令和 7 年度佐久市一般会計歳入歳出決算
- ・ 令和 7 年度佐久市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ・ 令和 7 年度佐久市介護保険特別会計歳入歳出決算
- ・ 令和 7 年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計歳入歳出決算
- ・ 令和 7 年度佐久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ・ 令和 7 年度佐久市奨学資金特別会計歳入歳出決算
- ・ 令和 7 年度佐久市環境エネルギー事業特別会計歳入歳出決算
- ・ 令和 7 年度佐久市茂田井財産区特別会計歳入歳出決算
- ・ 令和 7 年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計決算
- ・ 令和 7 年度佐久市下水道事業特別会計の利益の処分及び決算

【令和 8 年度補正予算】

- ・ 令和 8 年度佐久市一般会計補正予算（第 2 号）
- ・ 令和 8 年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 令和 8 年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 令和 8 年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 令和 8 年度佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 令和 8 年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 令和 8 年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 令和 8 年度佐久市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 令和 8 年度佐久市一般会計補正予算（第 3 号）

佐久市告示第 1 2 6 号

「佐久市看護学生支援給付金支給要綱」

をここに告示する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐 久 市 長

柳 田 清 二

佐久市看護学生支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来的に安定した看護人材の確保を図るため、新たに市内の看護師養成施設へ入学した者又は同施設を卒業し、新たに市内の病院等に就職した者に対して、予算の範囲内で佐久市看護学生支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 看護師養成施設 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校及び看護師養成所（通信制及び通信教育の課程を除く。）をいう。

(2) 病院等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(3) 看護師 法第5条に規定する者をいう。

(支給の対象)

第3条 給付金の支給対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内の看護師養成施設へ入学した者

(2) 市内の看護師養成施設を卒業し、市内の病院等へ就職した者

(給付金の種類、支給の要件及び金額)

第4条 給付金の種類、支給の要件及び金額は、次のとおりとする。

給付金の種類	支給の要件	金額
看護師養成施設入学給付金	次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) 給付金の支給申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度に市内の看護師養成施設へ入学していること。 (2) 当該看護師養成施設を卒業し、及び看護師の	15万円

	国家資格を取得する意思があること。 (3) 申請日時点で本市の住民基本台帳に記載されていること。 (4) 申請日以前に看護師養成施設入学給付金の支給を受けていないこと。	
看護師就職給付金	次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) 看護師の国家資格を取得していること。 (2) 申請日の属する年度の前年度3月に市内の看護師養成施設を卒業していること。 (3) 申請日の属する年度に市内の病院等へ看護師として就職していること。 (4) 病院等の規程による正規職員であること。 (5) 申請日時点で本市の住民基本台帳に記載されていること。 (6) 申請日以前に看護師就職給付金の支給を受けていないこと。	10万円

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、佐久市看護学生支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)に看護師養成施設に在学していることを証する書類(看護師養成施設入学給付金の申請に限る。)、看護師養成施設を卒業したことを証する書類の写し及び看護師免許証の写し(看護師就職給付金の申請に限る。)のほか、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、市内の看護師養成施設へ入学した日又は市内の病院等へ就職した日の属する年度の2月末日とする。

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、佐久市看護学生支援給付金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることが

できる。

- 3 前項の規定は、第1項に規定する給付金を交付する旨の決定（以下「支給決定」という。）後においても適用があるものとする。

（退学の届出等）

第7条 看護師養成施設入学給付金の支給決定を受けた者が、当該給付金の支給に係る看護師養成施設を退学したときは、速やかに事実を証する書類を添付して、市長に届け出なければならない。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱に定める給付金の支給の資格を有しないことが判明したとき。

（2）前条の規定による届出があったとき又は支給決定を受けた者が退学したと認められるとき。

（3）偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたと認めるとき。

（給付金の返還）

第9条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、当該給付金の支給を受けた者は、市長が定める日までに給付金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

（申請（請求）先）佐久市長

住 所

氏 名

電話番号

佐久市看護学生支援給付金支給申請書兼請求書

佐久市看護学生支援給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。

なお、この給付金の支給申請に当たり、私の住民基本台帳の記載状況について、市長が関係部局に報告を求めることに同意します。また、佐久市看護学生支援給付金支給要綱第8条の規定による取消しを受けた場合は、同要綱第9条の規定により既に支給を受けた給付金を速やかに返還します。

記

1 給付金の申請内容（該当する□に✓）

給付金の種類	支給の要件	金額
☐ 看護師養成施設入学給付金	☐ 次に掲げる要件の全てを満たしている。 （1）給付金の支給申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度に市内の看護師養成施設へ入学していること。 （2）当該看護師養成施設を卒業し、及び看護師の国家資格を取得する意思があること。 （3）申請日時点で本市の住民基本台帳に記載されていること。 （4）申請日以前に看護師養成施設入学給付金の支給を受けていないこと。	☐ 15万円
☐ 看護師就職給付金	☐ 次に掲げる要件の全てを満たしている。 （1）看護師の国家資格を取得していること。 （2）申請日の属する年度の前年度3月に市内の看護師養成施設を卒業していること。 （3）申請日の属する年度に市内の病院等へ看護師として就職していること。 （4）病院等の規程による正規職員であること。 （5）申請日時点で本市の住民基本台帳に記載されていること。 （6）申請日以前に看護師就職給付金の支給を受けていないこと。	☐ 10万円

2 振込先

金融機関	銀行、信用金庫 信用組合、農協	支店、支所 出張所
口座番号	口座の種類	普通 ・ 当座
（フリガナ） 口座名義		

3 看護師養成施設又は病院等の確認欄

（看護師養成施設又は病院等の開設者若しくは長の証明を受けてください。）

（1）給付金の種類及び証明内容（該当する□に✓）		
☐ 看護師養成施設入学給付金 当該申請者が入学したことを証明します。		
☐ 看護師就職給付金 当該申請者が法第5条に定める看護師、かつ、正規職員として就職したことを証明します。		
（2）入学日又は就職日	年	月 日
（3）入学又は就職した施設等の名称		
（4）証明日	年	月 日
（5）証明者	住 所：	
	法 人 名 等：	
	代 表 者 役 職、氏 名：	印

4 添付書類

看護師就職給付金を申請する場合は、看護師養成施設を卒業したことを証する書類の写し及び看護師免許証の写しを添付すること。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

佐久市長



佐久市看護学生支援給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐久市看護学生支援給付金について、下記のとおり支給（不支給）決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 支給申請額 | 円 |
| 2 | 支給決定額 | 円 |
| 3 | その他 | |

佐久市告示第127号

市道路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を
別紙のように認定する。

その関係図面は、市役所土木課において令和8年11月2日まで一般の
縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

別 紙

(1) 認 定 路 線

位置図	路線名	起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)
1	1－274	佐久市長土呂字南上北原919番1地先	佐久市長土呂字南上北原912番6地先	100. 0m	5. 81m
2	8－170	佐久市塚原字宮ノ前田1728番20地先	佐久市塚原字宮ノ前田1728番6地先	65. 8m	5. 8m

(2) 種 類 と 構 造

1)種 類 市 道

2)構 造 舗装道

位置図1

長土呂

至 小諸市



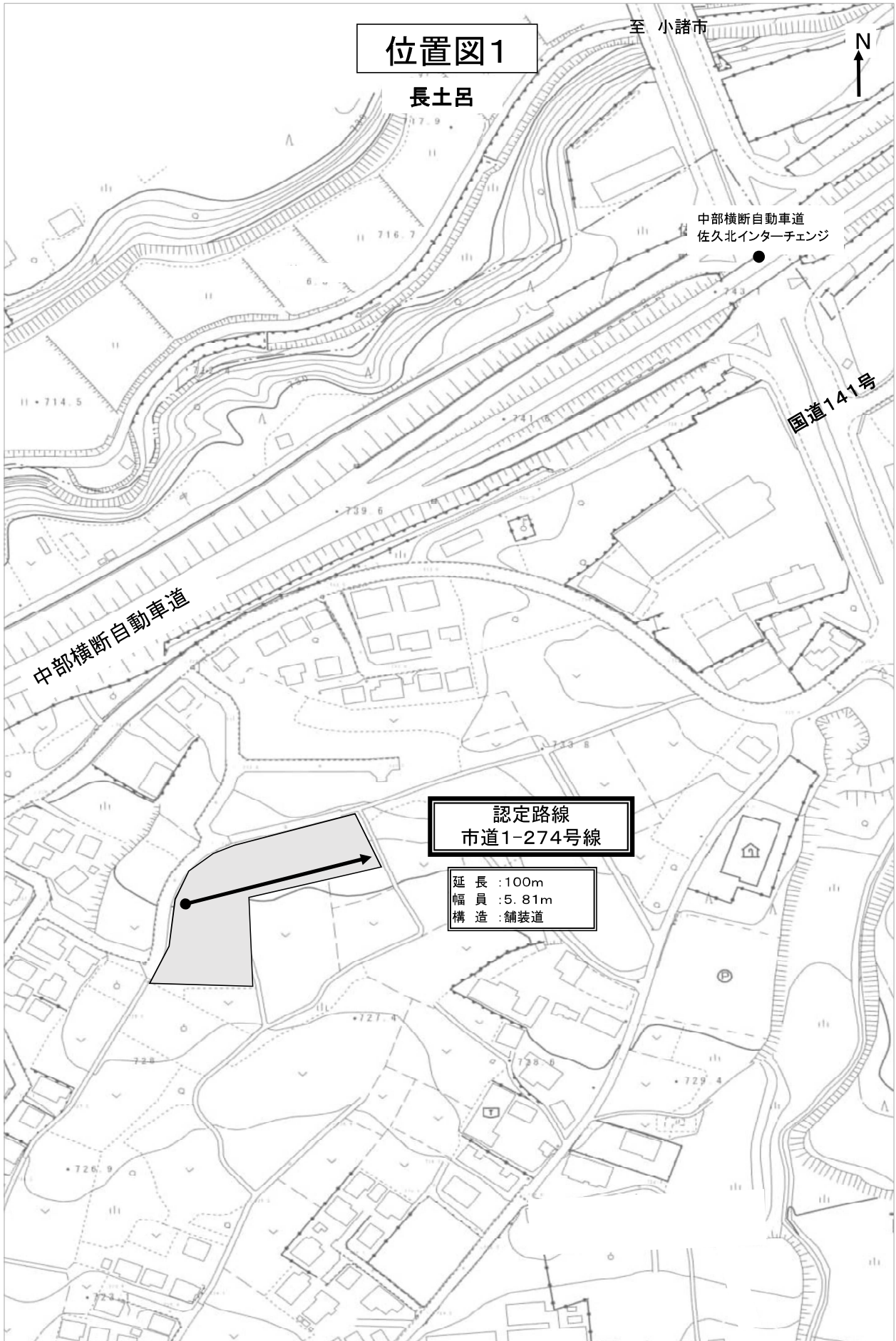
中部横断自動車道
佐久北インターチェンジ

国道141号

中部横断自動車道

認定路線
市道1-274号線

延長 : 100m
幅員 : 5.81m
構造 : 舗装道



位置図2

塚原



認定路線
市道8-170号線

延長 : 65.8m
幅員 : 5.8m
構造 : 舗装道

至 塩名田

下塚原
公会場

至 平塚



佐久市告示第128号

市道路線変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、別紙の
ように市道の路線を変更する。

その関係図面は、市役所土木課において令和8年11月2日まで一般の
縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

別 紙

(1) 変 更 路 線

位置図	路線名	変更	起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)
1	1－47	前	佐久市長土呂字南上北原932番1地先	佐久市長土呂字南上北原914番地先	317. 7m	1. 9m～6. 0m
		後	佐久市長土呂字南上北原932番1地先	佐久市長土呂字南上北原914番24地先	275. 7m	1. 9m～6. 0m
2	25－117	前	佐久市伴野字涌石873番4地先	佐久市伴野字涌石869番1地先	84. 9m	2. 4m～4. 3m
		後	佐久市伴野字涌石873番4地先	佐久市伴野字芳田9番1地先	150. 4m	6. 0m～7. 95m
2	28－16	前	佐久市伴野字芳田10番2地先	佐久市小宮山字西31番2地先	381. 9m	2. 0m～7. 95m
		後	佐久市小宮山字西26番7地先	佐久市小宮山字西31番2地先	287. 2m	2. 0m～5. 45m

(2) 種 類 と 構 造

1)種 類 市 道

2)構 造 舗装道、砂利道

位置図1

長土呂

至 小諸市



中部横断自動車道
佐久北インターチェンジ

国道141号

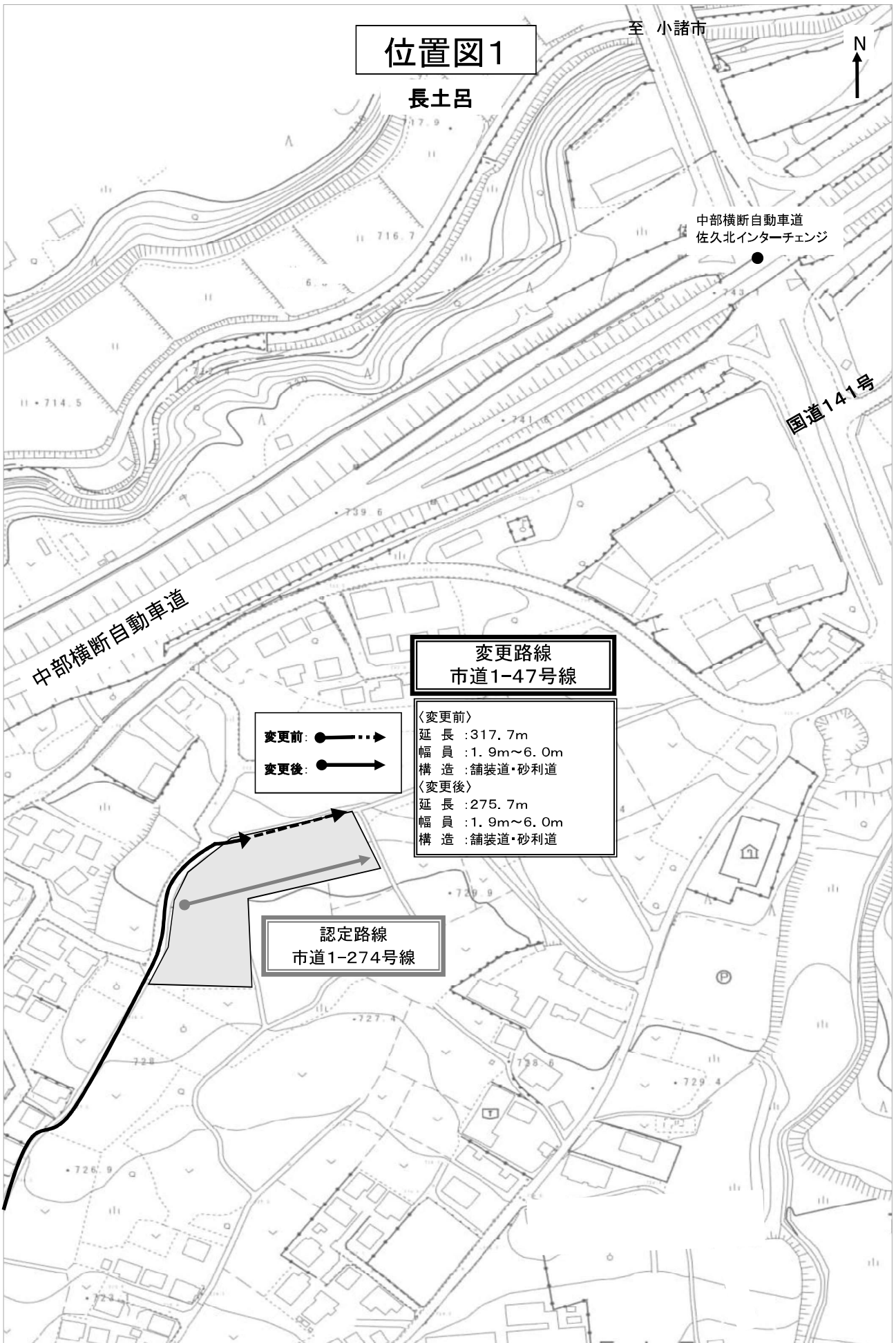
中部横断自動車道

変更路線 市道1-47号線

変更前: ●——→
変更後: ●——→

〈変更前〉
延長 : 317.7m
幅員 : 1.9m~6.0m
構造 : 舗装道・砂利道
〈変更後〉
延長 : 275.7m
幅員 : 1.9m~6.0m
構造 : 舗装道・砂利道

認定路線
市道1-274号線



位置図2

伴野



至 根岸

変更路線 市道25-117号線

〈変更前〉
延長 : 84.9m
幅員 : 2.4m~4.3m
構造 : 舗装道・砂利道
〈変更後〉
延長 : 150.4m
幅員 : 6.0m~7.95m
構造 : 舗装道

変更前: ●----->

変更後: ●—————>

国道142号

至 桜井

至 根岸

道の駅
ヘルシーテラス佐久南

変更路線 市道28-16号線

〈変更前〉
延長 : 381.9m
幅員 : 2.0m~7.95m
構造 : 舗装道・砂利道
〈変更後〉
延長 : 287.2m
幅員 : 2.0m~5.45m
構造 : 舗装道・砂利道

変更前: ●----->

変更後: ●—————>

(県)相沢本町線

至 前山

佐久市告示第129号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に

基づき、別紙のように市道の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、市役所土木課において令和8年11月2日まで一般の

縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

別 紙

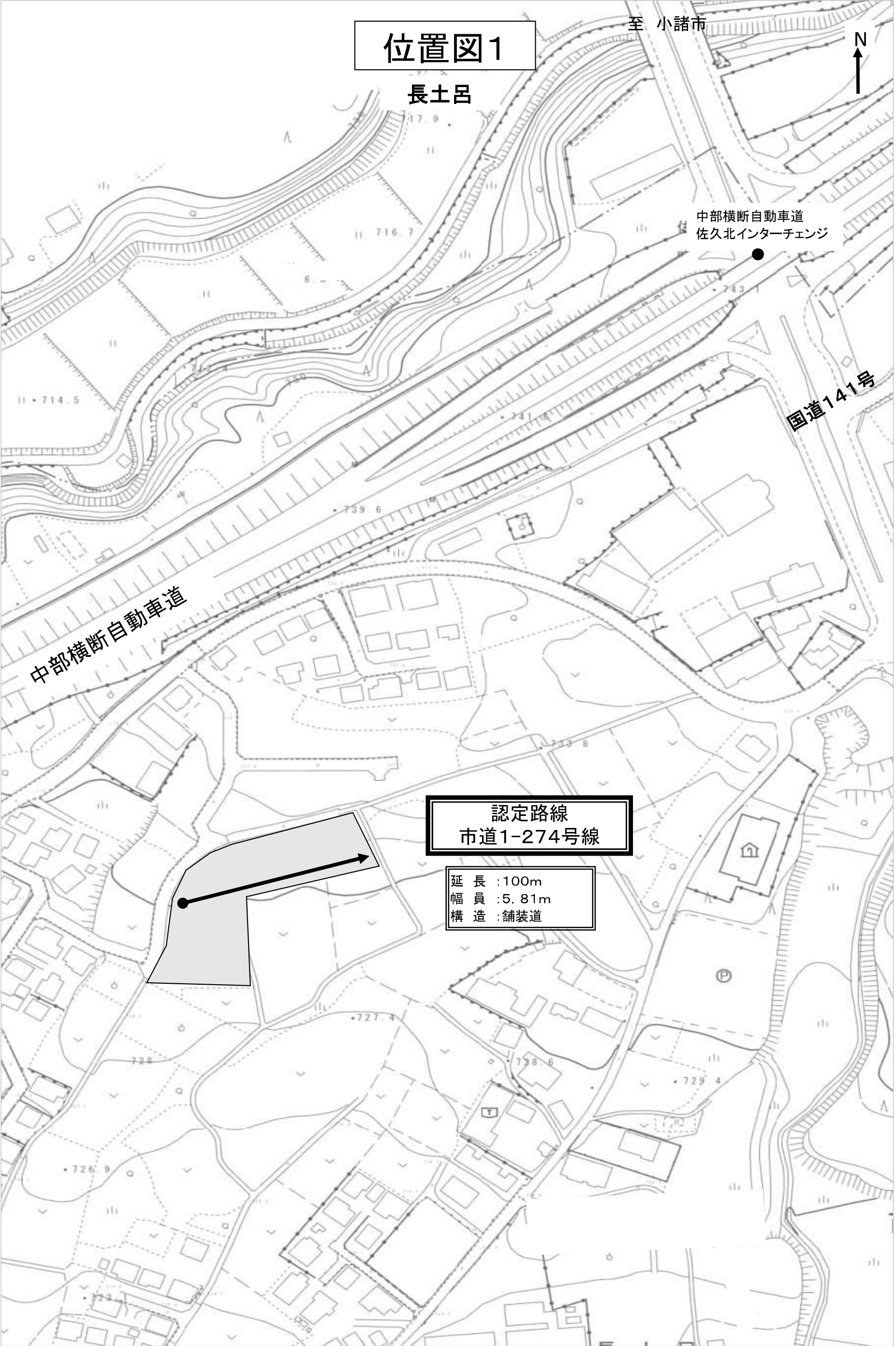
(1) 認 定 路 線

位置図	路線名	起 点	終 点	延 長(m)	幅 員(m)
1	1－274	佐久市長土呂字南上北原919番1地先	佐久市長土呂字南上北原912番6地先	100. 0m	5. 81m
2	8－170	佐久市塚原字宮ノ前田1728番20地先	佐久市塚原字宮ノ前田1728番6地先	65. 8m	5. 8m
3	1－47	佐久市長土呂字南上北原932番1地先	佐久市長土呂字南上北原914番24地先	275. 7m	1. 9m～6. 0m
4	25－117	佐久市伴野字涌石873番4地先	佐久市伴野字芳田9番1地先	150. 4m	6. 0m～7. 95m
4	28－16	佐久市小宮山字西26番7地先	佐久市小宮山字西31番2地先	287. 2m	2. 0m～5. 45m

(2) 種 類 と 構 造

1)種 類 市 道

2)構 造 舗装道、砂利道



位置図1

長土呂

至 小諸市



中部横断自動車道
佐久北インターチェンジ

国道141号

中部横断自動車道

認定路線
市道1-274号線

延長 : 100m
幅員 : 5.81m
構造 : 舗装道

位置図2

塚原



認定路線
市道8-170号線

延長 : 65.8m
幅員 : 5.8m
構造 : 舗装道

至 塩名田

下塚原
公会場

至 平塚



位置図3

長土呂

至 小諸市



中部横断自動車道
佐久北インターチェンジ

国道141号

中部横断自動車道

変更路線 市道1-47号線

変更前: ●———→
変更後: ●———→

〈変更前〉
延長 : 317.7m
幅員 : 1.9m~6.0m
構造 : 舗装道・砂利道
〈変更後〉
延長 : 275.7m
幅員 : 1.9m~6.0m
構造 : 舗装道・砂利道

認定路線
市道1-274号線

